

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：辰野町棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

(1) 小野地域棚田

範囲については別添 1 ①、②のとおり。

(2) 神戸地域棚田

範囲については別添 1 ③のとおり。

(3) 朝日地域棚田

範囲については別添 1 ④～⑦のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・荒廃農地の防止・削減

令和 1 2 年 3 月まで各棚田における遊休農地 (R7 年 28.6ha) の現状を維持する。

令和 1 2 年 3 月までに各棚田における遊休農地の有効利用により、荒廃農地への移行を防ぐ。

・担い手の確保

令和 1 2 年 3 月までに各棚田の保全に取り組む人数

(R6 年中山間地域直接支払制度参加者 180 名) を維持する。

令和 1 2 年 3 月までに各棚田で若年層の作業参加者を 5 人増加させる。

令和 1 2 年 3 月までに各棚田の耕作者のうち、認定農業者、青年新規就農者等 (R 7 年 1 1 名) の地域計画に位置づけられた中心経営体を 1 人以上増加させる。

・生産性・付加価値の向上

令和 1 2 年 3 月までに各棚田における農地 集積率を 3 % 増加させる。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

各棚田で棚田米の他に地域振興作物であるえごま等 (0.5ha) の栽培面積を 1 h a 増加させる。

各棚田でそばのブランド化 (R 7 年 8 h a) を図り、農業所得につなげる。

・自然環境の保全・活用

令和 1 2 年 3 月までに各棚田で環境保全型の農業 (有機農業/カバークロップ/堆肥の施用等) を実施する。

各棚田で町内外に向けた自然ふれあい等体験型イベント (自然観察/農業体験等) やエコツーリズムの取組を年間 3 回以上開催し、年間 5 0 人の参加者を

確保する。

令和12年3月までに各棚田における鳥獣被害面積/額共に5%減少させる。

- ・良好な景観の形成

各棚田で植樹や花卉の景観植物を植え付けることで良好な景観を確保し維持する。

- ・伝統文化の継承

小野地域棚田にある小野宿は、初期中山道の宿場町で、町の文化財に指定されている。小野宿で年1回開催される物産イベントで、地元農産物等を販売し、年間500人の来訪者を誘客する。

朝日地域棚田では、毎年2月末に行われる福寿草祭りで地元農産物や氷もちなどの伝統食品を販売することで、食文化を継承する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

朝日地域棚田で農村交流体験イベントを年間5回開催し、年間100人の参加者を確保する。

神戸地域棚田では、収穫祭を年2回以上開催し、町内外からの年間観光客を1,000人確保(R7年500人)する。

令和12年3月までに地域おこし協力隊等の活動を通して、各棚田地域における移住、定住者を増加させ、棚田を耕作し持続させる。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

令和12年3月までに、棚田の周辺にトイレ/駐車場/看板/展望台/休憩所/交流施設を整備し、集客の向上を図る。

- ・棚田米等を活用した六次産業化の推進

令和12年3月までに棚田米や棚田で収穫された農作物を原料として、町の加工施設を利用して商品の開発・製造・販売を行う。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・荒廃農地の防止・削減

中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度等の交付金を活用し、協議会会員が中心となり、荒廃農地の発生防止に取り組む。

- ・担い手の確保

地域おこし協力隊制度や中山間地域等直接支払制度、農業次世代人材投資事業等を活用しながら、各棚田における担い手の確保を促進する。

- ・生産性・付加価値の向上

各棚田において、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地

を集約する。

各棚田において、景観に配慮しつつ、基盤整備を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

棚田米の他に地域振興作物であるえごま等の栽培面積を増加させる。

そばのブランド化を図り、農業所得につなげる。

・自然環境の保全・活用

各棚田で環境保全型の農業（有機農業/カバークロップ/堆肥の施用）を実施するなど、自然環境の保全を図る。

各棚田で町内外に向けた自然ふれあい等体験型イベント（自然観察/農業体験等）やエコツーリズムの取組を開催し、豊かな自然環境を活用して関係人口の創出・拡大を図る。

各棚田地域で侵入防止柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。

・良好な景観の形成

各棚田において植樹や花卉の景観作物を植え付けることで、良好な景観を確保する。

・伝統文化の継承

小野地域棚田にある小野宿は、初期中山道の宿場町で、町の文化財に指定されている。小野宿でイベントの開催を継続し、伝統文化の継承を図る。

朝日地域棚田では、毎年2月末に行われる福寿草祭りを継続し、地元農産物や氷もちなどの伝統食品を販売することで、食文化の継承を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

朝日地域棚田で農村交流体験イベントを年間5回開催し、関係人口の創出・拡大を図る。

神戸地域棚田では、収穫祭を年2回以上開催し、関係人口の創出・拡大を図る。
令和12年3月までに地域おこし協力隊等の活動を通して、各棚田地域における移住、定住者を増加させ、棚田を耕作し、持続を図る。

・棚田を観光資源とした地域振興

令和12年3月までに、棚田の周辺にトイレ/駐車場/看板/展望台/休憩所等を整備し、利便性を高め、集客の増加を図る。

・棚田米等を活用した六次産業化の推進

令和12年3月までに棚田米や棚田で収穫された農作物を原料とし、町の加工施設や補助金（辰野町地域食材加工設備等整備補助金）を活用して商品の開発・製造・販売に取り組む。

（2）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない個人や団体等は、指定棚田地域で行われる振興活動およびイベント等のうち、協議会が指定する活動を実施することとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

辰野町棚田地域振興協議会は辰野町、農業者、農業者団体、地域住民、任意団体で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし